12月の消防広報重点事項

発行 令和2年11月10日 盛岡市総務部消防対策室

編集 盛岡中央消防署

●暖房器具を安全に使いましょう!

寒い冬が到来し、ストーブなどの暖房器具が欠かせない時期がやってきます。暖房器具やその周りから火災を起こさないように次の点に注意しましょう。

- ① 使用前に器具の点検や清掃をして、正常に作動するか確認しましょう。
- ② ストーブに給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。また、カートリッジタンクのふたが確実にしまったか確認しましょう。
- ③ ストーブの周りに燃えやすいものを置かない ようにしましょう。



- ④ 洗濯物をストーブの上方や前面で乾かさないようにしましょう。
- ⑤ 出かける前や寝る前は、暖房器具がきちんと消火されていることを確認 しましょう。

■電気器具からの火災を防ぎましょう!

電気器具は日常生活において欠かすことのできないものですが、不注意や 誤った方法で使用すると火災につながるおそれがあります。冬期間は電気ス トーブや電気毛布の使用が増えるため、次の点に注意しましょう。

- ① スイッチの切り忘れを防ぐため、使用しないときは コンセントから抜きましょう。
- ② たこ足配線は、絶対にやめましょう。
- ③ 差込プラグに付着したほこりは、取り除きましょう。
- ④ コードを束ねた状態で使用したり、傷んだ コードを使用しないようにしましょう。
- ⑤ 使用中にふだんと違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用をやめ 専門業者に点検してもらいましょう。
- ※ 電気器具を本来の用途以外に使用すると、 器具に負荷がかかり、過熱して火災の原因に なることがあります。使用する際は取扱説明 書をよく読み、その機能を十分に理解して正 しく使いましょう。



●「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止!

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか?これらは、火災発生時、 消火に必ず必要となる水を消防隊に供給 するものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、その位



置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしている ものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、 井戸、河川なども、消火活動に使用することがあります。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いつどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっていますが、「消火栓」や「防火水そう」付近に車両が駐車されていると消火活動の妨げとなる場合があります。違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。消防水利周囲に駐車をしないよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)

- 1 消防水利の周辺
 - (1) 消火栓から5メートル以内の部分
 - (2) 消防用防火水そうの吸水口又は吸管投入口から5メートル以内の部分
 - (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル 以内の部分
 - (4) 指定消防水利(プール、池、井戸、河川等)の標識が設置されている位置から 5メートル以内の部分
- 2 その他
 - (1) 消防用機械器具の置場(消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等)の側端 又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
 - (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
 - (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

● 盛岡市内の1月から10月までの火災件数

	令和2年	令和元年	比較増減
火災件数	23件	33件	1 〇件減
死 者 数	3人	3人	増減なし

● 令和2年10月中の火災3件の内訳

10月20日 名須川町 共同住宅1棟(焼損程度調査中)

10月30日 本町通二丁目 住宅3棟、物置1棟、共同住宅2棟(焼損程度調査中)

10月31日 茶畑一丁目 共同住宅1棟(焼損程度調査中)